

令和3年度「雪崩防災週間」実施要領

1. 目的

我が国は、国土面積の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による被害が発生している。

このような状況に鑑み、関係住民に加えて、スキー場や観光施設等の利用者及び冬期登山者等に関わる機関・団体の協力を得て、幅広く雪崩災害に対する国民の理解と関心を深め、雪崩災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とする。

2. 期間 令和3年12月1日から7日まで

3. 主催 国土交通省、都道府県

4. 後援（予定）

消防庁、文部科学省、公益社団法人砂防学会、全国スキー安全対策協議会、全国積雪寒冷地帯振興協議会、全国雪対策連絡協議会、公益財団法人全日本スキー連盟、一般財団法人日本鋼索交通協会、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会、一般社団法人日本新聞協会、公益社団法人日本雪氷学会、NHK、一般社団法人日本民間放送連盟、日本雪工学会、公益社団法人雪センター

5. 協賛（予定）

一般財団法人河川情報センター、一般社団法人建設広報協会、（NPO）土砂災害防止広報センター、一般財団法人砂防・地すべり技術センター、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構、一般社団法人斜面防災対策技術協会、一般社団法人全国治水砂防協会、全国地すべりがけ崩れ対策協議会

6. 実施要領

主催者である国、都道府県は、週間中に関係機関・団体の密接な協力を得て、雪崩災害防止についての住民等の意識を高めるよう次に掲げる行事及び活動を積極的に実施するものとする。

※以下の内容については、新型コロナウイルス感染症の状況並びに政府の方針等に基づき、今後変更する可能性がある。

（1）重点項目

1）要配慮者への対応

要配慮者利用施設管理者に対し、雪崩危険箇所の周知及び警戒避難体制の整備等の推進を重点的に実施する。

2) 幅広い広報活動の推進

近年頻発しているスキー場や観光施設及び山岳地域における雪崩災害に鑑み、関係機関・団体と協力しながら広報活動の推進を図る。

また、工事関係者へ雪崩災害防止に関する周知を図る。

(2) 主な実施内容

1) 広報活動の推進

ポスター、横断・垂直幕等の掲示、チラシ・パンフレットの配布、市町村等の広報誌・ホームページへの掲載、マスコミ等による広報活動、パネル展示等により、地域住民、スキー場・観光施設の利用者、冬期登山者等に対して雪崩災害防止について広く広報を行う。

2) 防災知識の普及

講習会、研修会、小・中学生等を対象とした学習会等諸行事を実施し、雪崩災害に関する意識向上や雪崩災害防止に関する技術の習得を図る。

また、全国的な広報活動に併せ、適切な時期に雪崩災害防止セミナー（新潟県長岡市）を実施するとともに、関係機関・団体等が実施する雪崩に関する講習会等と連携を図る。

※セミナー等については、新型コロナウイルス感染症に対する政府の方針に基づき実施する。

3) 警戒・避難体制の推進

地域住民や自主防災組織及び市町村・関係機関との連携協力により、雪崩危険箇所の周知、避難誘導を行う体制等を整備・点検し、警戒避難体制の強化を推進する。

4) 雪崩危険箇所等の点検・補修結果の公表

雪崩危険箇所及び雪崩防止施設の点検、補修結果をとりまとめ、公表する。

5) 雪崩災害防止功労者の表彰

雪崩災害の防止について、顕著な功績があった個人または団体を表彰する。